

### 休日在宅当番医のお知らせ

3月下旬から4月の休日在宅当番医は下表のとおりです。内・外科とも原則的には午前9時から午後5時までですので、その時間内に受診してください。

時間外でやむを得ないときは、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。

〈内科〉			〈外科〉		
月/日	医院名	電話番号	医院名	電話番号	
31	星野(南)医院	(6)2103	金井医院	(2)0116	
22	内島医院	(6)2446	寺師医院	(2)0137	
28	山谷医院	(2)0371	石川医院	(6)2140	
4	霜鳥医院	(2)0579	佐々木医院	(2)2357	
11	小林医院	(2)0562	岩崎医院	(2)1122	
18	堀医院	(6)2133	金井医院	(2)0116	
25	富田医院	(6)2226	寺師医院	(2)0137	
29	星野(北)医院	(2)0988	石川医院	(6)2140	

◆照会は中之島村役場 ☎02586-6-2002  
◆救急車の要請は与板郷消防署 ☎025872-2572

一日百六十四件の火災が発生し、二十七人が死傷し、四億二千二百万円の財産が灰になっていく。これが、五十五年中に全国で発生した火災概要です。出火原因のトップは相変わらず「たばこ」で、年間約百二十四億円が灰となっています。次いで「火あそび」「たき火」と、火気の不始末や取扱以上の不注意など、失火によるものが全火災の七六・七％を占めています。これからの季節は、空気が乾燥し、強い風が吹くことが多く、火災の多発が予想されることから、ことしも四月一日から四月七日までの一週間「春季火災予防運動」が実施されます。

運動は「毎日が防火デーです。ぼくの家」をスローガンに、

## 毎日が防火デーです ぼくの家

春季火災予防運動  
四月一日～四月七日

- ①身体不自由者等を中心とした焼死防止対策の徹底
  - ②家庭における防火対策の推進
  - ③防火対象物にかかる防火安全の確保
  - ④異常乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- の四つを重点目標に掲げて練り上げられます。火の元には、十分気をつけましょう。



### 「ひまわり会」に 加入しませんか ～身体障害者福祉協会から～

「身障者相互の親睦を図り、団結して行事など積極的に参加する」ことを目的とした「ひまわり会」は、身体障害者手帳所持者の会です。現在、会員は手帳所持者の約半数の一七五名ですが、この会がより大きな輪となるよう、皆さんの加入をお待ちしております。

■「ひまわり会」の主な行事は次のとおりです。

- ▼研修旅行 年一回
- ▼南蒲四市身障者スポーツ大会
- ▼郡将棋大会
- ▼南蒲四市福祉大会並びに県福祉大会
- ▼郡指導者研修会(本年は「みのわの里」視察)
- ▼南蒲四市指導者研修会

なお、国際障害者年を記念して、全会員に「ひまわり会」の名入りタオルを配布し、その後の加入者にも配布しております。

会の加入など詳しくは、住民福祉課福祉係にお問い合わせください。

# 広報 なかのしま

昭和57年 3月 No.105

3月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課  
〒954-01 ☎02586(6)2002



## 盛大に開催 第八回村民作品展

### おもな内容

- ・昭和57年度予算案特集 ②～⑤
- ・意識調査結果から(教育委員会アンケート) ⑥～⑦
- ・村長に全国町村会長表彰 ⑧
- ・大竹一雄さんに消防庁長官表彰⑧
- ・新潟県知事選挙 ⑨
- ・村民広場 ⑩
- ・36年間の空白を越えて

### 人口のうごき

—2月28日現在—  
( )内は前月比

人口	11,271人	(-15)
男	5,527人	(-6)
女	5,744人	(-9)
世帯数	2,239戸	(-1)

### 村内交通事故状況

( )内は2月分

	件数	死者	傷者
57年	1 (2)	0 (0)	1 (2)
56年	27	1	28
55年	26	2	24

死亡事故0 連続256日  
(3月15日現在)

心配ごと相談(行政・人生相談も含む)

- 毎週火曜日 午後1時～4時
- 中之島村公民館

お詫び  
今月号の広報発行が大変遅れましたことをお詫びいたします。

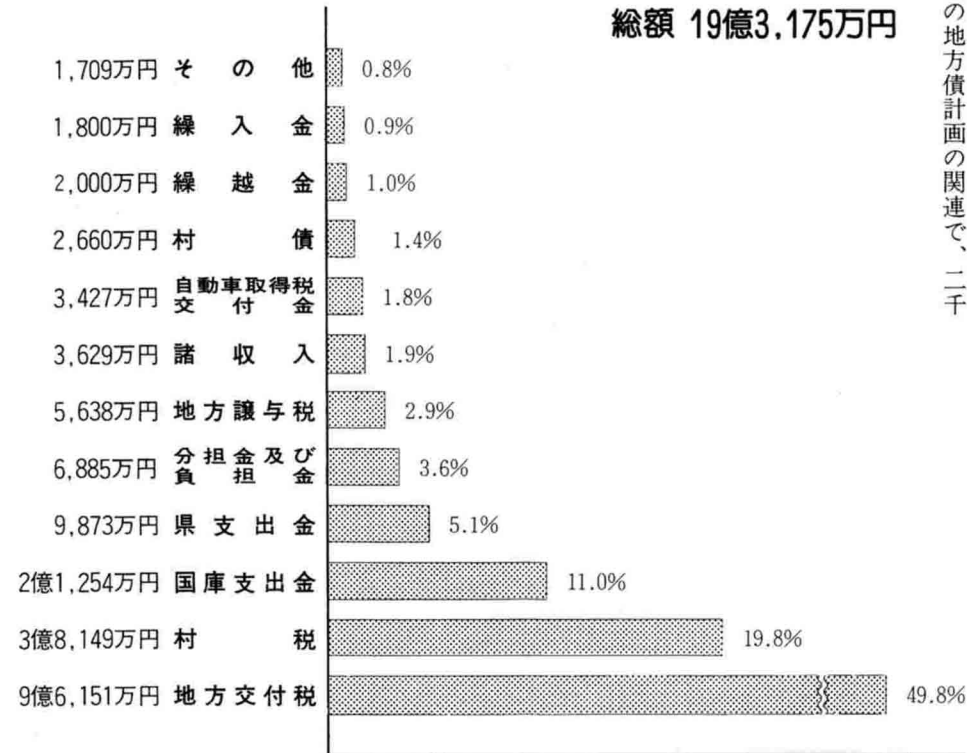


# 明るく住みよい

## 昭和57年度一般会計予算案

### 歳入を目的別にみると

総額 19億3,175万円



百二十七万円を計上いたしました。増額の主なものは土木費の道路橋梁整備費の国庫補助金で、中西橋に係るもの並びに農林水産費の県補助金で、農村総合整備モデル事業に係るものと団体営農道整備事業補助金等の増によるものであります。

村債につきましては、財源対策債の解消や国の地方債計画の関連で、二千

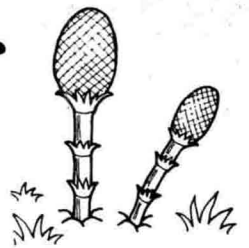
六百六十万円の予算措置となり、対前年度比では二千六百七十万円の減となりました。なお、前年度農村環境改善センターの用地取得にあてるため、土地開発基金から五千四百万円の繰り入れをしましたが、本年度はその関連で繰入金は五千二百万円の減となる等が歳入の主なる増減であります。

### 三つの重点施策の 主な内容

- I 基礎的條件の整備**
- ①生活関連の道路整備……村単事業として改良二十路線、舗装十五路線を予定。
  - ②交通安全対策……死亡事故ゼロ。一、〇〇〇日運動の推進。
  - ③消防施設の整備……防火水槽、消火栓の設置をはじめ、新規に小型動力ポンプの積載車を導入して整備充実を図る。
- II 生活環境の整備**
- ①中央都市下水路・環境衛生下水路の整備。
  - ②上通小学校の整備とスクールバス一台の更新。
  - ③都市計画区域の見直し。
- III 産業の振興**
- ①集団転作の拡大と特定作物の転作定着化を促進。
  - ②農村総合整備モデル事業の実施。
  - ③農免農道整備事業（真野代新田、下沼新田内）と団体営農道整備事業（島田内）の促進。
  - ④商工業の振興。

# 豊かな村づくりに

## 19億3,175万円



十九億三千七百七十五万円という昭和五十七年度の一般会計予算案と、五億五千二百七十七万円という国民健康保険特別会計予算案がまとまりました。これらの予算案について、三月十二日から開催されている村議会定例会で審議中ですが、その方針と中身をみてみましょう。

### ■ 新年度予算案 編成方針

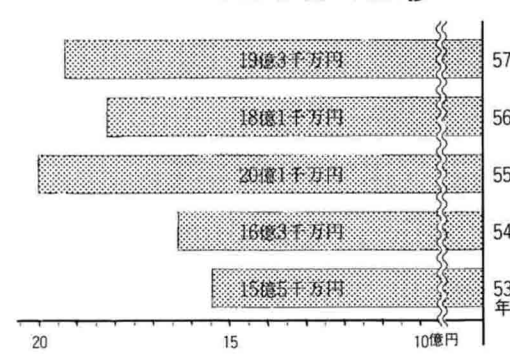
新年度の行財政の執行にあたりましては、現下の厳しい財政状況を踏まえ、健全財政を確保しつつ、総合計画に係る年次別実施計画を基本として、財源の重点的な配分と計画的な推進をはかっています。

そして、効率的でしかも機動的に対処し得る財政運営を行い、極力歳出の経常経費の抑制に努め、投資的経費の増額を図ることを基本といたしました。

### ■ 住民生活優先 三つの重点施策

- I、基礎的條件の整備
- II、生活環境の整備
- III、産業の振興

### 当初予算の推移



このような方針で編成しました昭和五十七年度一般会計予算の規模は、総額で十九億三千七百七十五万円とし、前年度に比べ一億二千六百一十萬円の増額となり、その増減率は七・〇%の増となりました。

### ■ 一般会計予算の規模

### ■ 歳入の財源措置

歳入の大半を占める地方交付税のうち、普通地方交付税につきましては、前年度実績の五・〇%増を見込み、このうち今後の補正財源として一部を留保し、当初予算では九億三千六百五十一万円を計上し、特別交付税は前年度と同額の二千五百万円と合わせて九億六千五百一十万円を計上いたしました。

また、主要財源であります村税については、税制改正や前年度の実績などを充分勘案し、前年度対比十六・一%増の三億八千四百九十九万円を計上いたしました。

保育料であります保育所の措置費負担金については、国の基準が年々引き上げられるため、村の肩代わりの財源も多額にのぼっていますため、序々に国の基準に近づけるよう対処をいたして参ります。

国・県支出金につきましては、前年度に比較し三十一・七%増の三億一千





# 国保特別会計

予算案額 5億5,277万円

## ■ 現況

近年落ち着きをみせていた診療費の伸び率は、五十五年度において十一・二%と二ヶ台の伸びとなりましたが、五十六年度は薬価基準の引き下げもあり、六・八%増の五億九千万円程度になるものと見込まれ、被保険者一人当たりの診療費は、はじめて十万円台に乗るものとみられます。

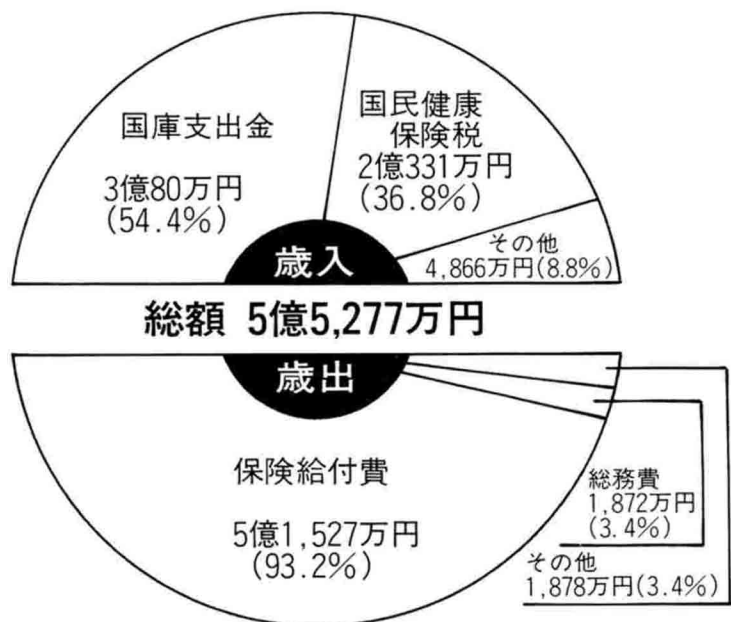
また、老人医療費をみると、七十歳以上の被保険者数の比率は年々高くなっており、五十五年度においては全被保険者の十二・六%を占め、診療費の

## ■ 予算規模

このような状況を踏まえて編成いたしました昭和五十七年度の予算総額は、前年度に比べ二・四%増の五億五千二百七十七万円となりました。

歳出予算の柱をなす保険給付費は、前年度に比べ二・一%増の五億一千五百二十七万円で、予算総額の九十三・二%を占めました。このうち診療費にかかる被保険者負担の療養給付費は、前年度見込額に比べ八・二%増の四億五千三百六十六万円を見込みました。高額療養費につきましては、前年度見込額に比べ十四・四%増の五千八百八十四万円を見込んだほか、助産費・葬祭費及び育児手当金につきましては、それぞれ増額の措置をいたしました。

一方、歳入予算の主財源である国庫支出金は、歳出に見合う予算額を計上



したほか、被保険者が負担する保険税につきましては、年々増高する医療費の中で極力その抑制に努めてきたところであり、本年度も医療費の増加が見込まれることから、止むを得ず保険税を引き上げざるを得ない状況となりましたが、保険税の急激な上昇を抑制するため、国保給付準備基金から一千八百万円を繰り入れ、調定額において前年度に比べ八・七%増を見込み、二億八十万円の現年課税分を計上いたしました。

なお、本年度は、高額療養費自己負担限度額が五万一千円に、保険税の課

税限度額が二十七万円にそれぞれ引き上げが予定されているほか、本年十月から実施が予定されている老人保健法とのからみも予想されることとありますが、当初予算は従来どおり十二カ月予算で編成することになっており、法案成立後、予算補正も予想されませんが、適切に対応していきたいと存じます。

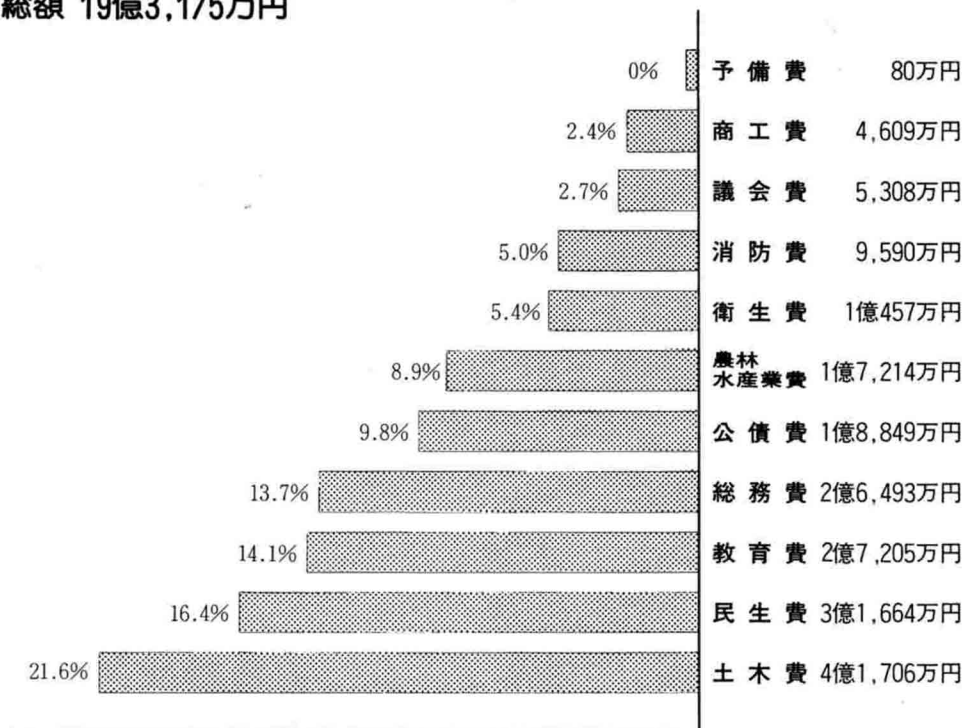
高齢化社会を迎え、国保特別会計の財政運営は、今後ますます厳しさを加えるものと予想されますが、健全財政を堅持し、被保険者の医療確保と健康保持に努め、保険者としての責務を果たして参りたいと存じます。

## 歳出を目的別にみると

総額 19億3,175万円

歳出予算額を目的別にみると、最も多いのは土木費で四億一千七百六十六万円で、全体に占める割合は二十一・六%となり、対前年度比では十八・七%の増であります。これは中西橋の改良工事に伴う事業費の計上などが主な

原因であります。以下、主なるものを構成比で見ますと、民生費の十六・四%、教育費の十四・一%、総務費の十三・七%の順となっております。

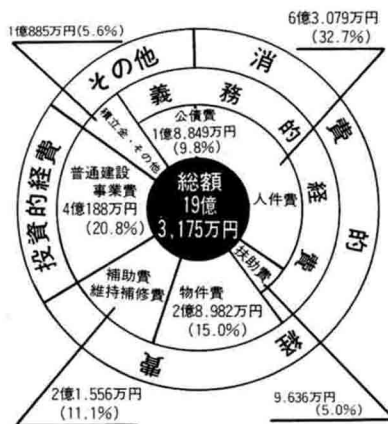


## 性別別にみると

前年度十九・一%であった普通建設事業費は四億百八十八万円で、構成比は二十・八%となり、前年度より五千七百三十八万円の増となりました。

また、人件費は六億三千七十九万円で、構成比は三十二・七%と第一位を占め、前年度より三千九百八十一万円増で六・七%の伸びとなっております。

一方、公債費につきましては前年度の伸び率十・五%を上回る十一・一%となりましたが、本年度からは国の行政改革の厳しさも一段と強まるおりから、このような借金依存の状態から脱却を図らなければならぬので、今後とも引き続き積立基金の充実に努めると同時に、村債を起すことにあたってはより慎重な配慮をし、健全な財政構造を維持してまいる所存であります。



## 歳出用途のミニ解説

**議会費**—議会全般の業務をするための費用です。

**総務費**—村の財産管理、広報活動、交通安全対策、徴税費、戸籍全般、選挙および諸統計などの業務に係る費用です。

**民生費**—老人の生きがい対策など社会福祉事業や児童福祉事業、国民年金業務などに係る費用です。

**衛生費**—環境衛生や母子衛生などの保健衛生事業やし尿、ゴミ処理の委託、成人病、乳幼児検診などの予防事業をするための費用です。

**農林水産業費**—農業委員会、水田利用再編対策および農道整備事業や農業後継者対策、畜産関係などに係る費用です。

**商工費**—商工業の振興や消費者行政の推進などに係る費用です。

**土木費**—道路、橋、河川の維持費や道路の改良、新設工事、都市計画や下水道、公園などの整備に係る費用です。

**消防費**—広域消防、非常備消防および防火水槽の新設などの消防用施設、また災害対策に係る費用です。

**教育費**—教育委員会および小・中学校の運営のための諸費、そして社会教育や公民館の運営、文化財保護などのための費用です。

**公債費**—土木、教育事業などのために公に借りた資金の返済にあてられます。

意識調査結果から

教育目標 「心身共に

昨年10月、中之島村教育委員会が「村の総合教育計画立案の基礎資料」を目的に、20代～70代の男女840名を対象に行った意識調査の結果がまとまりましたので、みなさんにお知らせします。

▶調査の概要—子どもの基本的しつけ(家庭教育)、子どもの長所、短所、望ましい人間像(学校教育)、村民意識(社会教育)部門別計画の大綱立案のための意見、要望など5点について。

▶調査の方法—対象者840名の選定は、20才～79才までの方を年齢別・男女別に集計し、それぞれ10.5%にあたる人数を住民票より抽出しました。また、調査用紙の発送および回収は、該当者が在学区の中学生を通じて行い、604枚(71.9%)の有効回答をいただきました。

■設問 あなたの家庭では特にどんな点に力を入れて子どもをしつけられておりますか。2つ選んでください。

Table with 2 columns: 設問内容, 人数(%)

【分析】家庭教育における大きな教育分野は、しつけといっても過言ではない。調査結果によれば、そのしつけの中で特に重視していることがらは基本的個人習慣の形成よりは、社会的観点にたつ習慣形成を強調していることである。

【考察】青少年の非行という世相の反映とともに、農村における秩序を守る連帯意識が強調され、厳しい社会性を志向し実践している。反面、家庭生活構造の変化に伴うしつけの見直しとともに、個の基本的習慣形成にきめ細やかな指導は、幼児教育において重視することが必要である。

■設問 あなたのお宅や近所の子どものようすについてどう思いますか。2つ選んでください。

Table with 2 columns: 設問内容, 人数(%)

【分析】現代っ子の特徴ともみられる傾向が顕著である。すなわち明るくほがらかで人と仲よくするという、活動的表面的社交性に長所は認められるが、根気よくねばり強く何事も進んでやるといふ、自らの意志力にかかわる精神的がまん強さとか積極性に欠ける点がある。

■設問 あなたは村の子どもたちに将来どんな人間になってもらいたいと思いますか。2つ選んでください。

Table with 2 columns: 設問内容, 人数(%)

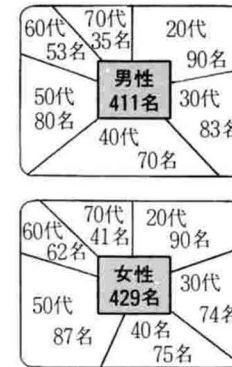
【分析】望まれる人間像は、自分や他人に対し何事も熱心にやりぬく責任感と実践力を身につけ、内面的には情操豊かな思いやりのある人間形成を期待像としている。

【考察】現行の教育機関などは、健康でしかも情操豊かな人間、知性にすぐれ自らの意志や自主性を伸長し、たくましく実践する人間を期待像としている。

意識調査結果から

豊かな人間の育成

対象者の内訳



有効回答別の内訳



【参考資料】

—保育基本目標—

- ◎明るく豊かな子を作る
・健康な子ども
・一人立ちできる子ども
・仲よく遊ぶ子ども
・創造する子ども

70代男女=誠実→助け合い

～となって、高齢者の男子は長い人生経験、体験の中から、その生き方を何事にも誠実な心をもって対処する気風こそ、村民の誇りとすべきであると言っている。【考察】将来の村づくり、人づくりの基盤は、単なる素朴さ、勤勉さだけでなく、これからの激動する社会の変化に対して是は是、非は非とする誠実な心で、しかもお互いの協力、協調の精神が必要である。

各小中学校教育目標

Table with 2 columns: 学校名, 教育目標

総合的考察

◎家庭教育におけるしつけの面で、社会的なしつけ(善悪のけじめ、他人に迷惑をかけない)を大事にしながらも、個の基本的習慣形成をもっと重視しなければならない。◎広い意味での社会教育の面では、子どもは現代っ子の様相をそのまま反映して活動的で明るく、伸び伸びしている長所の反面、根気強さ、積極性、自他ともに思いやる(相手の立場で考える)といった点にやや欠ける。

■設問 あなたの立場で長く持ち続けたき村民のよい点は何だと思えますか。2つ選んでください。

Table with 2 columns: 設問内容, 人数(%)

教育目標・具体目標の設定

以上のことがらをふまえて、村の教育目標と具体目標を次のように設定いたしました。

▷教育目標◁「心身共に豊かな人間の育成」

【具体目標】

- 1.「健康で何事にも積極的に取り組み、責任をもって最後までやり抜くたくましい人間の育成」
2.「自分で考え行動し、自他の立場を考えながら協力し合う人間の育成」
3.「郷土を愛し、誠実で心豊かな人間の育成」

【分析】社会構造からみても、純農村型である当村の維持すべき精神的風土は、助け合いという協力性と人間としての誠実感である。

年齢別・性別からみて特徴的なのは～20代及び50代女子=助け合い→思いやりと、人間的豊かさを強調しているのに対し、50代及び60代男子、



町村名	出動回数	住民、〇〇〇人 当りの搬送人員
与板町	一〇三回	約一五人
和島村	七〇回	約一三人
中之島村	一一〇回	約一〇人
三島町	五七回	約八人
高速道路	五回	
他町村	二回	
計	三五七回	

●町村別の出動回数

与板郷消防署で、昭和五十六年一月から十二月末までの一年間に、救急車が出動した回数は三五七回、おおよそ一日一回出動しました。

これは、管内四カ町村の住民九〇人に一人を搬送した計算になります。(新潟県の平均は、七〇人に一人)

昨年一年間の出動状況を紹介し、救急業務がよりスムーズに行われるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 与板郷消防署から 1010ピポ

—救急車の出動状況—

事故種別	出動回数	百分率
急病	一七五回	四九・〇%
交通事故	九〇回	二五・二%
一般負傷	五四回	一五・一%
転院搬送	一一回	三・四%
その他	二六回	七・三%
計	三五七回	一〇〇・〇%

●事故別出動回数

※その他とは労働災害、運動競技、自損行為などをいいます。

- 救急車を依頼(一一九番)されるときの順序
- ①救急車をお願いします
  - ②住所 ○〇村の○部
  - ③氏名 世帯主名↓患者名
  - ④依頼者宅(または事故現場) ○〇〇商店の前です

この時点で救急車は消防署を出発し、署と救急車間は無線で交信します。

●消防署よりお願い  
サイレン(ピーポー)を鳴らさないで来てほしいと要望される方がありますが、これは法律(道路交通法施行令)で義務付けられておりますので、要望にお応えし兼ねます。

なお、救急車は消防署に二台、中之島救急分遣所に一台配備されており、常時出動できるような体制をとっております。

## 除雪費用千五百万円を減額して 村道改良工事に充当

臨時村議会

第二回村議会(臨時会)が二月十七日に開催され、税条例の一部改正や一般会計補正予算など、村長提出議案四議案が審議され、いずれも原案通り可決されました。

主な内容は、次の通りです。

補正予算

●昭和五十六年度一般会計補正予算について

▼補正額は、総務管理費に六十四万九千円など、専決処分も含めて百五十七万四千円を追加し、総額二億二千五百二十二万八千円としました。

▼土木費で、少雪により不要が見込まれる除雪ブルドーザー等の借上料を、千五百万円更正減額して、これを村道改良工事に充てることとしました。

条例関係

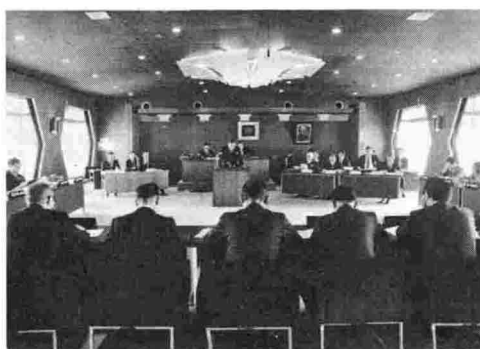
●中之島村税条例の一部改正について

—個人の村民税、並びに固定資産税に係る、納期前納付に対して交付する報奨金の割合を、現行の「百分の一」

から「百分の〇・六」に引き下げたもので、昭和五十七年度分村税の納期前納入から適用されます。

●そのほか

●長岡市、市道路線の認定の承諾について—大字池之島地内の大三橋のうち、本村内分の延長で四十九・七メートル・巾員八メートルの区間が、長岡市道として承諾されました。



臨時村議会の様子

## —斎藤村長— 自治功労者として 全国町村会長表彰

斎藤村長が、全国町村会長から自治功労者として表彰され、去る2月23日、新潟県町村会総会の席上伝達されました。

この表彰は、4期目を迎えられた全国の町村長に送られるもので、斎藤村長が昨年11月4選目に当選されたことから、このたび受賞されたものです。

受賞の喜びを斎藤村長は「村民各層のご支援・ご協力の賜と感謝に絶えません。厚くお礼申し上げます。今後は、初心に返り老骨に鞭打ち、村政の発展、村民の幸福のため努力を重ねる所存であります。」と語られています。



## 大竹一雄さんに 消防庁長官表彰

勤続三十年以上で、しかも功績が多大と認められた人に送られる「消防庁長官表彰」を、村消防団副団長の大竹一雄さん(中之島第六・五十五歳)が受賞されました。

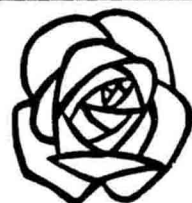
大竹さんは、昭和二十二年十一月村消防団中之島分団に入団。以来、三十五年間の永きにわたり、地域の防火・防災活動の第一線で活躍されて来られた人です。

また、消防機動力の強化や消防団員の教養及び演習訓練の指導にも力を注いで来られるなど、それらの功績が認められ、このたび表彰されたものです。



## 新潟県知事選挙

- 告示日…3月31日(水)
- 投票日…4月25日(日)



### 自覚の一票 伸びゆく県勢

生活を、より豊かにすることは、私たち県民の願いです。そのためには、どうしたらよいかということを取り上げることが県政です。

知事選挙は、これから4年間の県政を託す人を選ぶ大切な選挙です。

私たちの県政は、私たちの一票から始まります。棄権することなく、それぞれの良識と判断によってみんなで投票しましょう。

### 選挙のできる人

▷昭和37年4月26日以前に生まれ、昭和56年12月30日以前から引き続き中之島村の住民台帳に登録されている人。

■昭和56年12月31日以降に、県内の他の市町村に住所を移転した人は、前の市町村で投票することになります。投票するときは、現在住んでいる市町村長から、引き続き県内に住んでいることを証明する証明書もらい、この証明書を提示して投票することになります(この証明書がないと、投票できませんのでご注意ください)。

### 投票する際の注意事項

▷投票時間は午前7時から午後6時までです。

- ▷入場券を忘れずに。
- ▷候補者の氏名は、はっきり書きましょう。

### 不在者投票は早めに

投票日に、やむを得ない都合で投票所へ行けない人は役場または指定病院等で不在者投票ができます。

- ▷期間 3月31日~4月24日
- ▷時間 午前8時30分~午後5時(土、日曜日を問わずできます)
- ▷印かんを忘れずに持ってきてください。

### 郵便による不在者投票制度

郵便による不在者投票することができる人は、身体障害者手帳または戦傷者手帳の交付を受け、次の通り、身体に重度の障害のある選挙人です。

	身体障害者手帳		戦傷病者手帳	
障害の種類	両下肢もしくは体幹の障害	心臓・腎臓もしくは呼吸器の障害	両下肢もしくは体幹の障害	心臓・腎臓もしくは呼吸器の障害
障害の度	1級もしくは2級	1級もしくは2級	特別項症から第2項症まで	特別項症から第3項症まで

※詳しくは選挙管理委員会へ問い合わせください。

# 村民広場

みなさんのいこいの場としていただけるよう、企画しております「村民広場」、この欄に登場させたい人の紹介、地域の話題等、情報を係へ連絡下さい。連絡先/役場企画課広報係

## あの人

### 余暇をつくる主婦

中条新田第二 安達雪枝さん(三十九歳)



母親であり、農家の主婦であり、会社勤め、そのうえ、自分の時間をつくって、趣味を楽しんでおられる婦人も少なくありません。

その中の一人、信条小学校の用務員で四年ほど前から、書道を楽しんでおられる、中条新田第二の安達雪枝さんを訪問しました。

「若い頃から、字が上手になりたいと思っていました。それで、子どもにそろそろ手が掛からなくなってきた四年ほど前に、書道の通信教育をはじめたのがキッカですね」と話される。

その後、三沼公民分館が主催する書道教室に入会され、現在腕前は三段とのこと。また、村民作品展には毎回(今年で三回目)出品され、精力的に作品を発表されています。

「作品の制作はもっぱら夜で、今年の村民作品展に出した作品は、五十枚ぐらい書いた中の一枚です」と安達さん。

このほか、洋画もたしなまれ、将来の希望は、墨絵を習得したいこととか。

「広く浅く、てもよいから、趣味の世界を広げて行きたいですね」と語られる、チャレンジ精神旺盛の安達さんでした。

## 中国残留孤児 劉福さん 36年間の空白を越えて

去る二月二十五日の原生省の対面調査で、両津市鷺崎の農業桑野豊平さん(七十歳)の長男徳一さんと確認された劉福さん(三十七歳)は、二十七日両津市の桑野さん宅を訪問する途中、母親の生

家である、中条中の山崎菊次さん宅に立ち寄り、暮参されました。その時の様子を、スナップ写真で紹介いたします。



▲「とき7号」で、長岡駅に到着。すぐ山崎家の菩提寺である見附市の西蓮寺に向かう。

▼西蓮寺に暮参後、山崎さん宅に到着。待ち受けた多勢の地元民から、温かい歓迎を受ける劉福さん。



▶玄関前に立ち、齋藤村長・栄町長からそれぞれ歓迎の言葉を受け、そのあと齋藤村長が記念品を贈呈。



▶「このように歓迎していただき、うれしく思います。今後とも皆さまのご助力をお願いします」と、早い口調でお礼を述べる劉福さん。



▶暮参も済み、親族一同が劉福さんを囲んで記念写真。このあと家に入り小休止をして、夕方宿泊先の栄町桑野正治さん宅に向かわれた。



▲レセプション終了後、中国独特の方式で山崎家の墓参をされる劉福さん。

# 新しく仲間入り

(敬称略)

転入	大人	社会人	集団生活
 <b>福原 池田朝二(25才)</b> 板金工	 <b>中条第一 石黒篤志</b> 会社員	 <b>西高山新田 羽賀亜砂子(19才)</b> 事務員	 <b>灰島 あらかわみどり(4才)</b> 園児
<p>「まだ実感がないなあ」と、先月八日に二十歳を迎えた石黒さん。分水町の大河津建設に勤め、護岸工事を担当しているが、完成したときの喜びは何とも言えないとか。夢は「測量士や施工管理技術士などの仕事に役立つ免許を取得し、いずれは自分で仕事をしたい」と語る、スキーとバスケットボールが得意なスポーツマンの二十歳さんでした。</p>	<p>長岡市高見にあるトヨタビスタに勤めて、一年目を迎える亜砂子さん。車が大好きで、特に「赤いスプリンター」に魅せられて、トヨタ系の会社を選んだとか。趣味は料理を作ること、スポーツではバドミントンとテニス。得意なこと、目下の夢を「二台目の「赤いスプリンター」がほしいですね」と語る、明るくて快活な感じの亜砂子さんでした。</p>	<p>保育所で一番楽しい時は「トランポリンで遊んでいる時」と、元気に答えるみどりちゃん。大好きなおやつは「ケーキ」で、昼食のおかずでは「コーン」が好物とのこと。また、一番大切にしているおもちゃは「スパイクのタイプライター」とか。大きくなったなら「看護婦さん」になりたいと話す、もうすぐ集団生活も二年目に入るみどりちゃんでした。</p>	<p>昨年十月、隣りの今町から来られた池田さん。実家の兄さんと板金屋を営まれる、職人のお婿さんです。農業はまったくの素人で、村の印象を静かで広々しているところと話される。特技は水泳で、目下の楽しみは八月に二世が誕生することとか。「努力」をモットーに、明るい家庭を築きたいです」と語られる、やさしそうな感じの池田さんでした。</p>



**家族の方は**

子どもたちに  
 ◎車のすぐ前や後を横断すること  
 とは危険であること。  
 ◎道路に急にとび出さないこと。  
 ◎道路での遊びをさせないよう  
 すること。  
 などについて理解させましょう。

**家族の方は**

この四月、村内小学校に入る  
 新入学児童予定者は百六十四名  
 (男子八十四名・女子八十名)  
 で、昨年より十名ほど多くなっ  
 ています。  
**「身に付けた習慣」**  
 ◆人の話をよく聞く  
 ◆食事是一定の時間内(二十分  
 位)に終る。  
 ◆思ったことがはっきり言える。  
 ◆自分のことは自分でする。  
 ◆出したものはかたづけける。  
 ◆最後までやりとげる。  
 ◆自分の名前が正しい筆順でか  
 ける。

たしかめる心のゆとり 春の道  
**春の全国交通安全運動**  
 4月6日(火)～4月15日(木)



**運動の重点**

- ▶歩行者、特に子どもと老人の交通事故防止
- ▶自転車及び原動機付自転車の安全利用の促進
- ▶安全運転の確保、特に交通三悪(飲酒運転・速度違反・一時不停止)の一掃
- ▶暴走族の追放

**3月の交通安全キャンペーン**

**速度は控え目に  
安全運転をしまよう**

長かった冬も終わり、いよいよ子どもたちが屋外で活動する季節になりました。ところが、その尊い命や身体が、交通事故により失われ、傷つけられているのです。  
 そして、そのほとんどが幼い子どもとのせいばかりでなく、私たちおとなの責任です。  
 こどもの交通事故は、▽家の近くで遊んでいて道路にとび出した。▽保護者が買物、立話などに夢中になって、こどもの保護を忘れていた。▽保護者が、足の遅い子どもを置き去りにして先に行った。などの場合に多く発生しているのです。  
 家族、地域ぐるみで交通事故から子どもたちを守ってやりましょう。

**ドライバーは**

- ◎子どもの行動性をよく理解し、こどもがいたら必ず徐行する。
- ◎こどものそばを通るときは、いつでもとまれる速度で間隔は十分とる。
- ◎住宅街や公園の付近など、こどもがいると思われる道路を走るときは安全を確かめ、スピードは控え目にする。



◎子どもが道路を横断しようとしていたら、先に横断させてやる。  
 ◎が必要です。

**A級1位は 佐々木順策さん**

**～中之島村民将棋大会結果から～**

3月7日公民館大広間で、24名が参加して「中之島村民将棋大会」が開催され、熱戦が繰り広げられました。  
 結果は次のとおりです。



▲対戦中の様子

- 【A級】**  
 1位 佐々木順策さん  
 2位 金子 功さん  
 3位 河内 昇さん
- 【B級】**  
 1位 間島 静 男さん  
 2位 中島 定 吉さん  
 3位 小野 憲 夫さん
- 【C級】**  
 1位 河内 博 資さん  
 2位 佐藤 善 市さん  
 3位 本間 用 一さん

**昭和57年4月の  
新入学児童数  
(予定)**

	男(人)	女(人)	計(人)
中之島中央小	57	50	107
上通小	12	12	24
信条小	15	18	33
計	84	80	164

**《参考》  
中学新入学生徒数  
(予定)**

	男(人)	女(人)	計(人)
中之島中	42	31	73
中之島北中	42	28	70
計	84	60	144

**労働保険料の申告・納付はお早目に!**

～4月1日(木)～5月15日(土)～

本年はとくに、申告書の様式が全面的に変わりましたので、その記載及び取り扱いにあたっては、慎重にお願いいたします。  
 なお、下記日程で記載説明会を開催しますのでご利用ください。

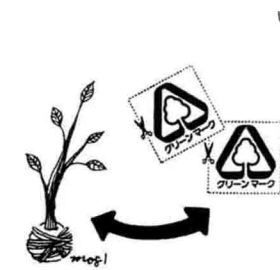
■4月16日(金) 13:30～16:00 見付市商工会

**グリーンマーク制度**



**マークを集めて  
校庭に苗木を**

図のような、木の形をあらわしたマークを、ご覧になったことはありませんか。小・中学生向けの学習雑誌やトイレトペーパー、ちり紙の包装紙に表示されています。  
 このマークは「グリーンマーク」と呼ばれ、これが表示された紙製品は、古紙を原料としてつくられていることを表しています。  
 小・中学校単位でこのグリーンマークを一定の枚数集めると、いろいろな樹木の苗木と交換できます。  
 これが、昭和五十六年九月に発足した「グリーンマーク制度」で、通商産業省所管の財団法人古紙再生促進センターが出版社や社団法人日本植木協会などと提携し、全国の小・中学校を対象に行っているものです。



この制度による苗木の配布を希望される小・中学校(PTAなど)は、財団法人古紙再生促進センター・グリーンマーク実行委員会事務局に、はがきなどでお申し込みください。住所は次のとおりです。  
 〒104 東京都中央区銀座二丁目十六番十二号  
 銀座大塚ビル内  
 ☎03-5543-1147  
 事務局では、申し込みを受けると「グリーンマーク貼付台帳」と「グリーンマークのてびき」を郵送します。  
 なお、グリーンマーク掲載の紙製品の種類や交換苗木の種類など詳しいことは、同事務局までお問い合わせください。

**税務コーナー**

**確定申告を  
間違えたり忘れたときは**

所得税の確定申告書を提出したあとで、申告した金額に間違いのあることに気づいた人は、正しい金額に訂正することが出来ます。  
 また、うっかりしていて申告書を提出しなかった人は、申告しなければなりません。  
**納めすぎたとき**  
 所得や税額の計算を間違えて、税金を納め過ぎていたり、還付を受けた税額が少ないことがわかったときは、来年の三月十五日までの間に、正しい金額に訂正するための「更正の請求」をすることが出来ます。  
 税務署では、その請求が正しいと認められたときは、納めすぎの税金をお返しします。  
**納め足りなかったとき**  
 所得や税額の計算を間違えたため、納めるべき税金が少なかったり、還付を受ける税金が多いことがわかったときは、なるべく早く正しい金額に訂正する「修正申告書」を提出し、その差額の税金を納めてください。  
**申告を忘れていたとき**  
 確定申告をしなければならぬ人が、うっかりしていて申告書を提出しなかったときは、なるべく早く申告をして、税金を納めてください。



▲納税相談の様子

### 四月から保険料は五、二二〇円 納付回数が年六回になります

この四月から国民年金の定額保険料が、一カ月五、二二〇円に改められます。付加保険料はこれまでどおり、一カ月四〇〇円とすえ置きです。

国民年金は、物価の変動に応じて年金額が支給されており、昨年物価スライドによって、七・八％上積みされました。こうした年金を支給し、将来にわたって健全な年金財政を維持していくためには、現在一カ月八二〇〇円くらいの保険料が必要だといわれています。

国では、加入者の急激な負担増を避けるため、昨年の法律改正の際に「昭和五十七年四月からの定額保険料は、一カ月四、八五〇円とする。しかし、五十六年度において年金額が物価スライドされた場合には、保険料四、八五〇円にそのスライド率を乗じた額とする」との規定により、改定されたわけです。

このようなことから、加入者の負担は大きくなりますが、国民年金をよりよい制度にするために皆さんのご理解とご協力が

由で、保険料を納めることが困難な方については、保険料の納付を免除する制度があります。詳しくは、住民福祉課国民年金係におたずねください。



### 施設利用団体は 登録申請の手続きを

村内の小、中学校及び中之島村公民館を利用される団体は、施設の円滑な運営をはかるため、利用団体の登録が必要です。また、いままで施設を利用していた団体も登録が必要となりますので、次により団体登録の申請手続きを行ってください。

- 学校開放に伴う利用団体の登録申請
  - ▶開放校、開放施設、指定スポーツ施設

開放校	開放施設	指定スポーツ種目
中之島中央小学校	体育館	バレーボール・柔道 バスケット
	グラウンド	野 球
上通小学校	体育館	バレーボール バドミントン
	グラウンド	
信条小学校	体育館	バレーボール・剣道
	グラウンド	野 球
中之島中学校	体育館	バレーボール
	グラウンド	野 球
中之島北中学校	体育館	バレーボール
	グラウンド	野 球

- ▶登録団体の要件
  - 村内に在住、在勤するものが5人以上で団体を構成し、かつ責任者が明確になっていること。
- ▶登録申請書の提出先
  - 4月10日(土)まで教育委員会へ
- ▶その他
  - 登録申請書は教育委員会に備え付けてあります。

●社会教育関係団体の登録申請  
申請手続きは上記「学校開放に伴う登録申請」と同じです。

### スポーツ保険制度のお知らせ

各種スポーツ団体等の会員が、その活動中に事故で傷害を被った場合に備えてのスポーツ保険制度があります。詳しくは教育委員会にお問い合わせください。

### 固定資産の課税台帳縦覧

縦覧期間  
四月九日～四月二十八日  
(土曜日の午後と日曜日は除きます)

この期間は、無料で固定資産の課税台帳をご覧になれます。今年度は三年に一度の土地・家屋の評価替えの年ですので、課税台帳には新しい価格が登録されています。

五十七年度の固定資産税額は、農地等でおよそ一・〇五倍、宅地で一・一倍、一・三倍ですが、価格の上昇に応じて負担額が調整される見込みです。

※五十七年度固定資産税第一期の納付は、五月になる見込みです。

### 見附電報電話局から のお知らせ



### 引越しのときは 電話移転もお忘れなく

3月から5月にかけて、転勤のための引越しや、家屋、店舗等の新築、増改築等で電話の移転工事が大変混み合います。移転の日どりが決まりしだい、お早目にお申し出ください。

### 電話の移転工事日は 予約制にしております

すぐ工事を申し出られましても、工事の混み具合でご希望にそいかねることがあります。ご注文を頂きますと、工事に何う日をお約束致しますので、その時はお留守になさぬようお願い致します。

### 電話用の配管をお忘れなく

建物の新築、増改築をされるときは、電話用配管も忘れずにご検討ください。配管がありませんと壁に穴をあけたり、露出配線となり、せつかくの建物が大変見苦しくなります。

お問い合わせは☎2-0800番へどうぞ。  
(通話料は無料です)



### し尿汲取り手数料

### 4月1日から支払い方法が 次のように変わります

- 従来の汲取り回数券は、3月限りで廃止します。汲取り回数券をお持ちの方は精算しますので、3月末日までに役場保健衛生課へ持参してください。
- 4月1日からのし尿汲取り手数料は、汲取り業者(中之島清掃者)が発行する納付書により、その都度、直接業者に支払い、領収書を受け取ってください。
- 汲取り手数料は、汲取り量10リットルまで36円です。
- 排泄多量の施設・事業所・官公署は、後日発行する納付通知書により、汲取り手数料を支払うことができます。
- ◎問い合わせは保健衛生課へ。

### 昭和57年度 予防接種実施予定表

予防接種名	対象者	方法・内容	実施時期	予防接種名	対象者	方法・内容	実施時期
急性灰白髄炎 (ポリオ生ワクチン)	春 56・1・1~56・6・30	6ヶ月以上の間隔 でシロップ2回投与	4	ツベルクリン反応 B C G	56・1・1~56・12・31	ツ反「-」はBCG (レントゲン撮影)	5
	期 56・7・1~56・12・31				小学校1・2年生		4
	秋 56・7・1~56・12・31		中学校1・2・3年生				
	期 57・1・1~57・6・30		保育所 全 員				
三種混合 (百日咳 ジフテリア 破傷風)	第一期 54・7・1~54・12・31	1カ月の間隔で 3回皮下注射	4・5・6	インフルエンザ	小学校 全 員	4週間の間隔で2 回皮下注射	10・11
	第二期 55・1・1~55・6・30		中学校 全 員				
二種混合(ジフテリア 破傷風)	小学校6年生	1回皮下注射	5・8・2	風 疹(3日はしか)	中学校2年生女子	1回皮下注射	9
	初回 保育所3才児		2週間間隔で2回		6		
追 保育所4・5才児	1回皮下注射						
加 小学校1・4年生							
	中学校1年生						

- 予防接種には「問診票」・「母子手帳」を忘れずに持参してください。
- 問診票を忘れてたり、記入してないと予防接種を受けられません。
- 問い合わせは保健衛生課へ。

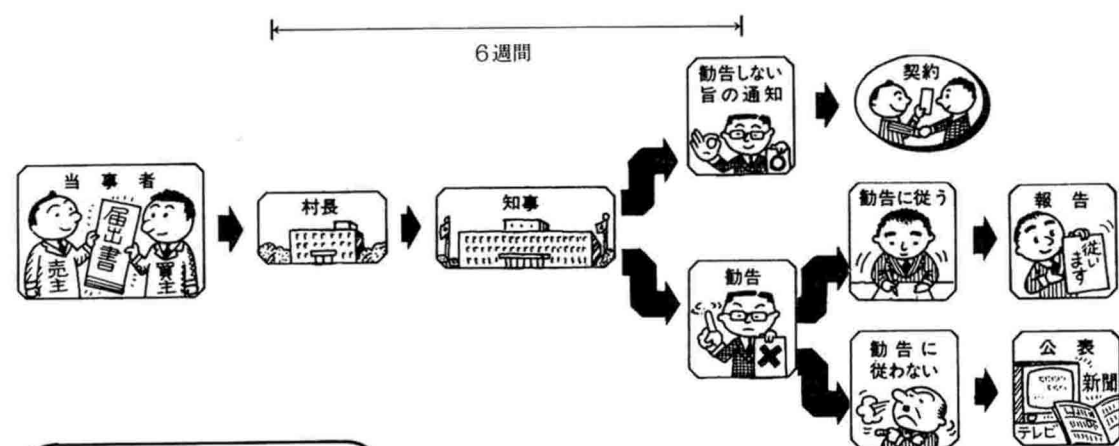


### ③ 届出から契約まで

土地取引を行う両当事者、(売買の場合は売り主と買い主)は、契約を結ぶ6週間前までに、取引で予定している代金の額、その土地の利用目的などを記入した届出書を、村長を経由して知事に提出しなければなりません。(届出用紙は役場企画課にあります)

届出を受けた知事は、取引価格や利用目的などを審査し、問題がなければ、届出日から6週間以内に文書で通知します。この通知を受けとって、初めて契約ができることになります。

また、適正でない点があるときは、学識経験者で構成される土地利用審査会の意見を聴いて、取引の中止・価格の引き下げなどの勧告をすることがあります。

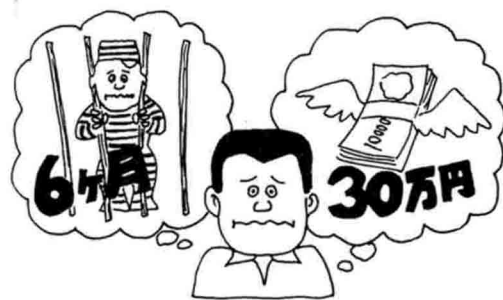


### ④ 遊休土地制度

届出をして取得した一定面積以上の土地が3年たっても利用されていない場合には、知事は、その土地の有効かつ適正な利用を促進するため、その土地を「遊休土地」に指定し、所有者等に通知することがあります。この通知を受けたときは、その人は、その土地の利用や処分の計画を知事に届けなければなりません。この届出を受けて、知事はその土地の積極的利用のために必要な助言や勧告をします。

### ⑤ 届出をしないと

届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると6か月以下の懲役、または30万円以下の罰金に処せられることがあります。

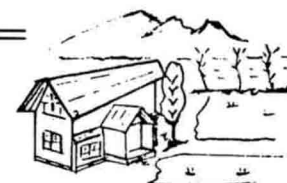


【問い合わせ】

中之島村役場 企画課  
TEL(6)2002 (内線)26

## —知っておきたい土地取引の正しい知識—

一定面積以上は事前に届出が必要です。



## 国土利用計画法と土地取引の規制

### ① 国土利用計画法の目的

この法律は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し乱開発などを未然に防ぐため、土地取引について届出制を設けています。

一定面積以上の土地の取引をしようとするときは、この法律により、あらかじめ知事に届け出なければならない事になっています。

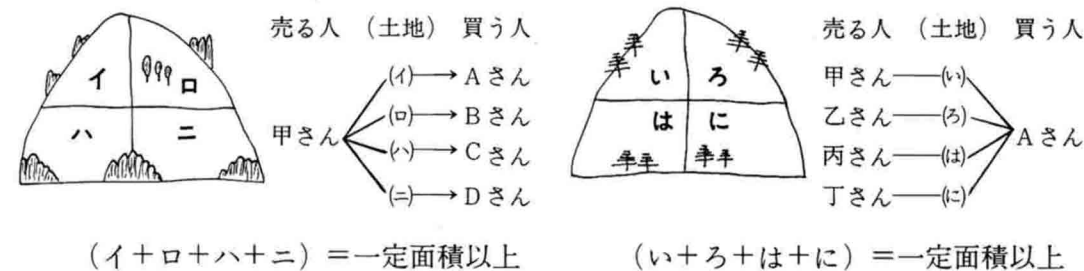
### ② 届出の必要な土地取引

一定面積	㊦市街化区域	2,000㎡	以上で、次のよう土地取引をする
	㊧都市計画区域(㊦を除く)	5,000㎡	
	㊨都市計画区域以外の区域	10,000㎡	

場合は事前に届出が必要です。

ただし、農地法第3条第1項の許可を要する場合は不要です。

- ▶土地の売買・交換・代物弁済(例えば金銭の代わりに土地で支払いをする場合)・地上権の設定・賃貸借契約を行う場合。
- ▶立ち木・建物などを土地と一緒に取引する場合。
- ▶土地の売買・代物弁済等の予約をする場合。
- ▶下記の図のように、個々の現引面積は小さくても合計すれば一定面積以上になる場合。



※なお、大規模開発	㊦市街化区域	10,000㎡以上	を行う場合は、届出
	㊧都市計画区域(㊦を含む)	20,000㎡以上	
	㊨都市計画区域以外の区域	50,000㎡以上	

の前に「事前協議」が必要です。